

「長野県がん登録事業実施要綱」の概要

目的 (第1条)

「がん対策基本法(平成18年法律第98号)」、「がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号。以下「法」という。)」に基づき、本県におけるがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

定義 (第2条)

法及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル(第2版)」(厚生労働省 国立研究開発法人 国立がん研究センター)において使用する用語の例によるほか用語について定義する。

実施主体 (第3条)

法に基づき知事が全国がん登録事務を行うとともに、市町村並びに医療機関の協力を得て地域がん登録事業を行うことを規定する。

長野県がん登録室 (第4条)

県がん登録室を設置し全国がん登録事業、地域がん登録事業を実施すること並びに実施すべき事業範囲と講ずべき安全管理措置を規定する。

がん登録データベースの整備 (第5条)

知事が整備する県がん登録データベースについて規定する。

診療所の指定等 (第6条)

診療所が全国がん登録事業を実施する際の申請書式等を規定

病院等による届出 (第7条)

病院等管理者の原発性がんの届出義務を規定

調査等 (第8条)

厚生労働大臣からの通知に基づき知事が実施する調査について規定

地域がん登録事業 (第9条～第13条)

地域がん登録事業の実施に関して、現行要綱等の廃止後も必要となる事項について規定

県がん登録事業推進委員会の意見の聴取 (第14条)

審議会(県がん登録事業推進委員会)への事前意見聴取について規定

情報の提供に関する窓口組織の設置 (第15条)

申請をとりまとめ、情報の提供を行う調整機能としての組織(窓口組織)について規定

権限及び事務の委任 (第16条)

知事が委任できる権限及び事務の範囲を規定

地域がん登録情報等の適切な管理、利用、提供等 (第17条～第18条)

地域がん登録情報等に関して、現行要綱等の廃止後も必要となる管理、利用、提供等に必要措置、制限について規定

職員等の秘密保持義務等 (第 19 条)

県の職員及び元職員、県がん登録事業推進委員及び元委員、病院等における届出事務に従事する職員に対する秘密保持義務を規定

受領者等による地域がん登録情報の適切な管理等 (第 20 条～第 22 条)

地域がん登録情報等に関して、現行要綱等の廃止後も必要となる受領者等による管理、利用、提供、保有等に必要な措置、制限並びに秘密保持義務等について規定

地域がん登録情報の開示等の制限 (第 23 条)

現行要綱等の廃止後も必要となる法第 35 条に基づく地域がん登録情報の開示等の制限について規定

地域がん登録情報の取扱いに関する報告、助言、勧告 (第 24 条～第 26 条)

現行要綱等の廃止後も必要となる地域がん登録情報の取扱いに関する報告、助言、勧告について規定

全国がん登録事務の実施状況についての報告 (第 27 条)

法第 42 条に基づく実施状況についての厚生労働大臣への報告について規定

その他 (第 28 条)

本要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定めることについて規定

長野県がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）及びがん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等、県民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を実施するため、全国がん登録及び地域がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めることにより、長野県におけるがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「がん」とは、悪性新生物その他のがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第1条に規定する疾病をいう。

2 この要綱において「全国がん登録」とは、国、都道府県による利用及び提供の用に供するため、国が法に基づきがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース（情報の集合体であって、電子計算機により情報検索できるよう体系的に構成したもの。以下同じ。）に記録、保存することをいう。

3 この要綱において「地域がん登録」とは、長野県が法の施行日前に診断された県民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、及び保存することをいう。

4 この要綱において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

5 この要綱において「全国がん登録データベース」とは、国が法第5条第1項の規定に基づき整備するデータベースをいう。

6 この要綱において「長野県がん登録データベース」とは、県が全国がん登録データベースを用いて法第22条第1項の規定に基づき整備するデータベースをいう。

7 この要綱において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された法第5条第1項に定める登録情報（匿名化が行われていないものに限る。）をいう。

8 この要綱において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、県の名称が法第5条第1項第2号に定める情報として記録されたがん及び法第6条第1項の規定により県内の病院等（法第6条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）から届出がされたがんに係る情報（匿名化が行われていないものに限る。）をいう。

9 この要綱において「地域がん登録情報」とは、地域がん登録事業によって収集され、長野県がん登録情報データベースに記録された法第22条第1項第1号に定める情報（匿名化が行われていないものに限る。）をいう。

10 この要綱において「死亡者新規がん情報」とは、死亡者情報票により厚生労働大臣が新たに把握したがんに関し、法第5条第1項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報をいう。

11 この要綱において「匿名化」とは、がん罹患した者に関する情報を当該がん罹患した者の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工することをいう。

12 この要綱において「特定匿名化情報」とは、法第15条第2項の規定により匿名化が行われた情報並びに法第21条第5項及び同条第6項により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

(実施主体)

第3条 知事は、法に基づく都道府県知事の権限及び事務（以下「全国がん登録事務」という。）を行うとともに、市町村及び医療機関をはじめとする関係機関の協力を得て、地域がん登録に関する事業（以下「地域がん登録事業」という。）を実施するものとする。

(長野県がん登録室)

第4条 知事は、全国がん登録事務及び地域がん登録事業を実施するため、長野県がん登録室（以下「登録室」という。）を長野県松本市旭町庁舎2階に設置し、次の各号に掲げる事務を実施する。

(1) 情報及び定義情報等の保管、整備

(2) 情報及び定義情報等の提供

(3) その他事業の推進に必要な事項

2 登録室は、法第2章（法第5条から法第43条まで）に定める都道府県知事の事務のほか、この要綱に定める県の事務を行う。ただし、法第24条第1項及び第18条の規定により権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任の範囲に限るものとし、その他の事務は健康福祉部保健・疾病対策課において処理する。

3 登録室は、前項の事務を行うに当たって、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」（発行：厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター）に則った安全管理措置を講ずるものとする。

（長野県がん登録データベースの整備）

第5条 知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、法第22条第1項の規定に基づき、全国がん登録データベースを用いて、長野県がん登録データベースを整備する。

2 地域がん登録情報及びその匿名化が行われた情報（以下「匿名化情報」という。）は、長野県がん登録データベースに記録し、保存する。

3 知事は、地域がん登録情報について、法第15条第1項の定める期間と同じ期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては法第15条第1項の定める期間と同じ期間内にその匿名化を行い、又は消去しなければならない。

（診療所の指定等）

第6条 法第6条第2項の指定を受けようとする診療所の開設者は、「全国がん登録における診療所指定申請書」（別記様式1）を、届出を開始しようとする前年の11月1日から同月30日までの間に知事に提出するものとする。

2 知事は、前項により「全国がん登録診療所指定申請書」（別記様式1）を提出した診療所が原発性がんの診断を行っており、かつ、当該データを定められた方法により届け出ることが可能であると認めるときは、申請日の翌年1月1日付けで当該診療所を法第6条第2項の診療所として指定し（以下、本項により指定された診療所を「指定診療所」という。）、「全国がん登録における診療所指定通知書」（別記様式2）により通知する。

3 指定診療所は、その指定に係る申請内容に変更が生じた場合は、「全国がん登録診療所指定内容変更届」（別記様式3）を、速やかに知事に提出するものとする。

4 指定診療所は、その指定を辞退する場合は、「全国がん登録診療所指定辞退届」（別記様式4）を、知事に提出するものとする。

5 知事は、指定診療所の管理者が法第6条第1項の規定に違反したとき、又は指定診療所が同項の規定による届出を行うことが不相当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 第2項の規定による指定の効果は、第4項の規定による指定の辞退又は前項の規定による指定の取消が行われるまで継続する。

（病院等による届出）

第7条 病院等の管理者は、原発性のがんについて当該病院等における初回の診断が行われたときは、現行の「全国がん登録届出マニュアル」（以下「届出マニュアル」という。発行：国立研究開発法人国立がん研究センター）に則って登録室に届け出なければならない。

2 前項に関わらず、指定診療所の管理者は、診療日前に初回の診断が行われた原発性のがんについては、届出を行うことができない。

（調査等）

第8条 知事は、厚生労働大臣より法第10条第1項及び法第13条第1項に基づく通知を受けたときは、法第10条第2項及び法第13条第2項の定めるところにより調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。

2 知事は、厚生労働大臣より法第14条に基づく通知を受けたときは、当該通知に記載の死亡者新規がん情報に係る調査（以下「遡り調査」という。）を行い、当該がんに係る死亡診断書の作成に係る病院等に対し、法に基づく一定の期間内に当該がん届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めることができる。

- 3 知事は、前二項の調査を実施するため、法第4条及び法第16条に基づき、市町村、病院等及びその他関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
- 4 知事は、第2項による遡り調査の結果届出が行われた情報が、法の施行日前に診断された県民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報であった場合、当該情報を地域がん登録情報として、長野県がん登録データベースに記録し、保存することができる。
- 5 知事は、都道府県がん情報又は地域がん登録情報に係る初回の診断が行われた日から起算して一定の年数を経過した時点において死亡情報を把握していない者について、市町村の協力を得て、住民票の公用請求等により生死の状況を確認する。

(地域がん登録情報の集計、解析及び公表)

第9条 知事は、地域がん登録情報について、必要な集計、解析を行い、その結果を公表する。

(地域がん登録情報の長野県による利用等)

第10条 知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、地域がん登録情報又はその匿名化情報を自ら利用し、又は法第18条第1項各号に定める者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、その情報により識別をすることができるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(地域がん登録情報の市町村等への提供)

第11条 知事は、法第19条第1項各号に定める者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、地域がん登録情報のうち法第5条第1項第2号に相当する情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はその匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、法第10条ただし書きの規定を準用する。

(地域がん登録情報の病院等への提供)

第12条 知事は、県内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、法第20条に定める病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る地域がん登録情報の提供の請求を受けたときは、長野県がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第10条ただし書きの規定を準用する。

- 2 前項により提供を行う地域がん登録情報は、法第5条第1項第9号に定める生存確認情報に相当する情報及び当該病院等に係る法第5条第2項に定める附属情報に相当する情報のうち長野県がん登録データベースに記録されている情報に限る。

(地域がん登録情報のその他の提供)

第13条 知事は、がんに係る調査研究を行う者から地域がん登録情報の提供の求めを受けた場合において、法第21条第8項各号に定める要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第10条ただし書きの規定を準用する。

- 2 知事は、がんに係る調査研究を行う者から地域がん登録情報につき匿名化情報の提供の求めを受けた場合において、法第21条第9項各号に定める要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、長野県がん登録データベースを用いて、地域がん登録情報の匿名化及び当該匿名化情報の提供を行うことができる。この場合においては、第10条ただし書きの規定を準用する。

(長野県がん登録事業推進委員会の意見の聴取)

第14条 知事は、次の各号に定める場合においては、予め長野県がん登録事業推進委員会（長野県附属機関条例（令和2年3月19日長野県条例第3号）第2条第1項別表。以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- (1) 法第18条第1項、法第19条第1項、法第21条第8項又は同条第9項の規定による都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報の利用又は提供を行おうとするとき（法第18条第2項、法第19条第2項、法第21条第10項関係）。
- (2) 第10条、第11条又は第13条の規定による地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を行おうとするとき（第9条の規定により知事が自ら利用する場合は除く。）。

- (3) 法第 18 条第 1 項第 3 号の規定により同項第 2 号に掲げる者に準ずるものを定めようとするとき(法第 18 条第 2 項関係)。
- (4) 法第 22 条第 2 項の規定により長野県がん登録データベースに記録し、保存する情報の範囲を、第 5 条第 2 項に定める情報から拡大しようとするとき (法第 22 条第 2 項関係)。
- (5) 法第 22 条第 3 項の規定により都道府県がん情報の匿名化を行おうとするとき (法第 22 条第 4 項関係)。
- (6) 第 5 条第 3 項の規定により地域がん登録情報の匿名化を行おうとするとき。
- (7) 政令第 6 条第 2 項第 9 号の規定によりがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定を行おうとするとき (政令第 6 条第 3 項関係)。
- (8) 法第 24 条第 1 項の規定による知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として、政令第 8 条第 1 項の規定によりがん医療等について科学的知見を有する者の指定を行おうとするとき (政令第 8 条第 2 項関係)。

(情報の提供に関する窓口組織の設置)

第 15 条 知事は、都道府県がん情報、これに係る特定匿名化情報、地域がん登録情報及びその匿名化情報の提供依頼申出者に対する窓口機能として、申請を取りまとめ、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織 (以下「窓口組織」という。) を設置し、次の各号に掲げる事務を実施する。

- (1) 事前相談への対応
- (2) 提供依頼申出者からの申出文書の受付
- (3) 情報の提供に係る審議会との連絡調整
- (4) 審議会の庶務
- (5) 審査結果の通知
- (6) 調査研究成果の公表前確認
- (7) 情報の利用期間終了後の処置の確認
- (8) 利用者による利用実績の報告に係る事務
- (9) 厚生労働大臣からの求めに応じた提供状況の報告

2 窓口組織は、健康福祉部保健・疾病対策課とし、がん登録室は窓口組織の情報提供に際し協力して対応するものとする。

(権限及び事務の委任)

第 16 条 知事は、法第 24 条の規定により権限及び事務の委任を行う場合、同項各号に定める権限及び事務のほか、次の各号に掲げる権限及び事務を行わせることができるものとする。

- (1) 第 5 条 (同条第 3 項の規定による匿名化の方法に係る決定を除く。)、第 6 条及び第 7 条に規定する権限及び事務
- (2) 第 9 条から第 12 条までの規定による情報及び定義情報の提供に係る権限及び事務
(地域がん登録情報等の適切な管理等)

第 17 条 知事 (法第 24 条第 1 項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第 20 条及び第 21 条第 1 項において同じ。) は、地域がん登録事業を実施するにあたって、地域がん登録情報 (遡り調査の結果届出が行われた情報が、法の施行日前に診断された県民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報であった場合において、まだ長野県がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「地域がん登録情報等」という。) 及びその匿名化情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(地域がん登録情報等の利用、提供及び保有等の制限)

第 18 条 知事は、地域がん登録情報等又はその匿名化情報について、第 10 条から第 13 条までの規定による場合を除き、利用し、又は提供してはならない。

- 2** 知事は、地域がん登録情報等又はその匿名化情報について、都道府県データベースにおいて保存する場合を除き、第 10 条から第 13 条までの規定による利用又は提供に必要な期間を超えて保有してはならない。
- 3** 知事は、地域がん登録事業において収受した、統計法 (平成 19 年法律第 53 号) その他関係法令等

の規定により利用期間に定めのある帳票等（電子媒体を含む。）について、当該法令等で認められた利用期間を超えて保有してはならない。

（職員等の秘密保持義務等）

第 19 条 地域がん登録事業に従事する県の職員又は職員であった者は、その事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、また、地域がん登録情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報については、この限りではない。

2 長野県がん登録事業推進委員会の委員又は委員であった者は、第 14 条の規定により意見を述べる事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、また、地域がん登録情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報については、この限りではない。

3 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、また、届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報については、この限りではない。

（受領者等による地域がん登録情報の適切な管理等）

第 20 条 第 10 条から第 13 条までの規定により地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を受けた者は、これらの情報を取り扱うにあたって、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

（受領者等による地域がん登録情報の利用、提供及び保有等の制限）

第 21 条 第 10 条から第 13 条までの規定により地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならず、また、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間（都道府県がん情報については政令で定める期間と同じ期間を限度とする。）を超えて保有してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

（受領者等による地域がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務等）

第 22 条 第 10 条から第 13 条までの規定により地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、また、これらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報については、この限りではない。

（地域がん登録情報の開示等の制限）

第 23 条 地域がん登録情報については、法第 35 条に基づき、長野県個人情報保護条例（平成 3 年 3 月 14 日長野県条例第 2 号）その他の個人情報の保護に関する例規の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

（地域がん登録情報の取扱いに関する報告の徴収）

第 24 条 知事は、第 10 条から第 13 条までの規定により地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を受けた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（地域がん登録情報の取扱いに関する助言）

第 25 条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、第 10 条から第 13 条までの規定により地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(地域がん登録情報の取扱いに関する勧告)

第 26 条 知事は、第 10 条から第 13 条までの規定により地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を受けた者が、第 21 条から第 23 条までの規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(全国がん登録事務の実施状況についての報告)

第 27 条 知事は、厚生労働大臣より法第 42 条に基づく報告を求められたときは、当該全国がん登録事務の実施状況について必要な報告を行う。

(その他)

第 28 条 法、政令、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号）、届出マニュアル及びこの要綱に定めるものの他、全国がん登録事務及び地域がん登録事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日付け 3 保疾第 1032 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、長野県地域がん登録事業実施要綱（平成 21 年 11 月 27 日付け健康長寿課通知、以下「要綱」という。）及び長野県がん登録事業実施要領（平成 27 年 12 月 18 日付け 27 保疾第 805 号）は、廃止する。ただし、要綱第 7 条第 8 号の規定による医療機関からの届出についての協力費については、令和 4 年度に限り支払うものとする。